４．　［略］

５．２．により各欄に整理された額のうち、３．及び４．に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

⑴　電気事業財務費用の整理

①　電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に配分することにより整理すること。

１）　発生の主な原因を勘案して、水力発電設備、火力発電設備（汽力発電設備及び内燃力発電設備をいう。以下同じ。）、原子力発電設備、新エネルギー等発電等設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産の固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下同じ。）を算定し、これらを合計した額（以下「固定資産合計額」という。）を算定すること。

２）　電気事業財務費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理すること。

水力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　水力発電費

火力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　火力発電費

原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　原子力発電費

新エネルギー等発電等設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　新エネルギー等発電等費

業務設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　一般管理費

休止設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　休止設備費

貸付設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　貸付設備費

事業外固定資産の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　営業外費用

②　［略］

⑵　一般管理費（⑴により整理されたものを含む。以下この⑵において同じ。）を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費（以下「５部門」という。）に配分することにより整理すること。

①・②　［略］

⑶　［略］

⑷　⑴から⑶までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を合計したもの（以下この⑷、⑸及び⑽において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

⑸　［略］

４．　［略］

５．２．により各欄に整理された額のうち、３．及び４．に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

⑴　電気事業財務費用の整理

①　電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に配分することにより整理すること。

１）　発生の主な原因を勘案して、水力発電設備、火力発電設備（汽力発電設備及び内燃力発電設備をいう。以下同じ。）、原子力発電設備、新エネルギー等発電設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産の固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下同じ。）を算定し、これらを合計した額（以下「固定資産合計額」という。）を算定すること。

２）　電気事業財務費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理すること。

水力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　水力発電費

火力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　火力発電費

原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　原子力発電費

新エネルギー等発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　新エネルギー等発電費

業務設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　一般管理費

休止設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　休止設備費

貸付設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　貸付設備費

事業外固定資産の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　営業外費用

②　［略］

⑵　一般管理費（⑴により整理されたものを含む。以下この⑵において同じ。）を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費及び販売費（以下「５部門」という。）に配分することにより整理すること。

①・②　［略］

⑶　［略］

⑷　⑴から⑶までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用用を合計したもの（以下この⑷、⑸及び⑽において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

⑸　［略］